

令和2年8月25日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

目次

ページ

1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染者の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制等	5
(4) 検査体制	6
(5) 産業における対応	8
(6) 雇用、労働関係の支援の実施	12
(7) 観光における対応	13
(8) 県立学校及び市町村立学校の対応	15

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

8月22日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、4,370名となっている。

県内の症状別の発生状況（8月20日現在）

入院 287名	重症	中等症	軽症・ 無症状	宿泊施 設療養 172名	自宅 療養 227名	死亡 107名
	20名	210名	57名			

(2) 県の対応

ア 全庁的な対応体制

危機管理対策会議 (1月16日～)	県内で、国内初の感染者を確認後、庁内で情報共有を行った。 (対策会議3回、幹事会5回開催)
危機管理対策本部 (2月26日～)	医療従事者の感染や、感染経路不明の感染者の発生など、県内での感染拡大の傾向を踏まえ、危機管理対策本部を設置し、全庁を挙げての体制を強化した。 (2回開催)
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (3月16日～)	新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となったことを受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を設置し、神奈川県対処方針を定め、特措法に基づく対策を推進する体制を整えた。なお、3月26日に政府が対策本部を設置したことを受け、県対策本部は法定の本部に移行した。 (対策本部会議17回、幹事会3回開催)

イ 緊急事態宣言に伴う緊急事態措置等

(ア) 緊急事態措置の実施に係る実施方針

- ・ 4月7日 緊急事態宣言の発出を受け、県民への外出自粛要請の方針を決定
- ・ 4月10日 県民への外出自粛要請に加え、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の方針を決定
- ・ 5月5日 県民への外出自粛要請、施設の使用制限及び催物の開催の停止の延長等を決定

- ・ 5月25日 緊急事態宣言の解除を受け、外出自粛要請や施設の使用制限等の解除の方針を決定
- (イ) 外出自粛の要請
 - a 特措法第45条第1項による外出自粛要請
 - ・ 目標 最低7割、極力8割の接触機会の低減
 - ・ 期間 4月7日～5月25日
 - b ゴールデンウィーク中の外出自粛要請
 - ・ 5月1日 外出自粛に関する緊急知事メッセージの発出
- (ウ) 休業要請（施設の使用制限、催物の開催の停止）
 - a 特措法第24条第9項による要請
 - ・ 期間 4月11日～5月26日
 - (a) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請
 - 遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設
 - 文教施設（施設の種別によって休業を要請する施設）
 - (b) 適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請
 - 食事提供施設
 - (c) イベント主催者に対し、催物の開催の停止を要請
 - b 特措法第45条による要請・指示等
 - 休業要請に応じないパチンコ店に対して、特措法45条第2項、第3項による要請・指示、及び第4項による公表を実施
 - (a) 休業要請・公表 42店舗
 - (b) 休業指示・公表 1店舗
- (イ) 緊急受入所の設置
 - 4月11日からの施設の使用制限要請に伴い、緊急受入所を設置
 - ・ 期間 4月11日～5月6日
 - ・ 利用者 125名
- (オ) 緊急事態宣言解除後の対応
 - a 外出自粛要請の解除
 - 県民への外出自粛要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。
 - b 段階的な休業要請の解除
 - (a) ステップ1（5月27日～6月18日）
 - a' 営業時間の短縮要請
 - 事業者が感染防止対策を講じることを前提に、業種を問わず休業要請を解除し、午後10時までの営業時間の短縮を要請
 - b' 事業者における感染防止対策の促進
 - (b) ステップ2（6月19日～）
 - a' 営業時間の短縮要請の解除
 - 感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、時短営業を解除
 - b' 事業者における感染防止対策の促進

c 催物の開催制限の段階的解除

時期		収容率	人数上限
小規模イベントについて 自粛要請の解除 (5月27日～)	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
中規模イベントについて 自粛要請の解除 (6月19日～)	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔	1000人
大規模イベントについて 自粛要請の解除 (7月10日～)	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔	5000人
(国の動向を踏まえて 検討)	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔	上限なし

d 神奈川警戒アラートの発動に伴う対応（7月17日～）

(a) 県民への要請

- ・3つの密を避けるなど感染対策の用心を徹底
- ・感染防止対策がなされていない場所に行かないこと
- ・基本的な感染防止対策「M・A・S・K（マスク）」の徹底
M：適切なマスク着用、A：アルコール消毒、
S：アクリル板等でしゃへい、K：距離と換気

(b) 事業者への要請

- ・テレワークや時差出勤など、人との接触を減らす取組の徹底
- ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示徹底

ウ 県としての感染防止対策

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき県機関における感染防止対策を実施

(主な取組内容)

- ・職員向け対策(職員一人ひとりの日常の感染予防対策や職場の感染予防対策の徹底、テレワーク等の実施、電子化・オンライン化の推進)
 - ・来庁者への対応(郵送やインターネットによる提出の要請)
 - ・イベント等の実施の扱い(県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、県が主催するイベント等については、令和3年3月31日まで、原則、中止又は延期)
- 上記に加え、主として医療機関、福祉施設の従事者を対象とした感染防止対策研修の実施に向けて調整している。

エ 国への要望

全国知事会を通じて、国への緊急提言等を複数回行うとともに、県単独でも、県内医療機関における医療用マスク等の安定供給や流通体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬（アビガン）の投与及び治験・臨床研究の早期開始等について、国へ要望を行った。

オ 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策

(ア) 「緊急経済・社会対策部」の設置

4月6日に、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るため、県対策本部のもとに、これまでの「統制部」に加え、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置し、総合的に施策を推進することとした。

(イ) 令和2年4月

国の緊急経済対策も踏まえ、医療崩壊を防ぎ、適切な医療を提供できる体制を整え、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くための経済・社会対策を取りまとめた。

(ロ) 令和2年5月

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、事業活動に影響を受けている事業者への更なる支援を行うための経済対策を取りまとめた。

(ハ) 令和2年6月

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第2次補正予算を踏まえ、医療提供体制の維持や経済の回復に向けた支援のほか、新たに設置する「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」を活用した事業など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

<寄附受付状況> (8月21日現在)

436,802,308円 (2,917件)

(ニ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページやLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート (行政)」に掲載したほか、スーパー、コンビニエンスストア等での配架、商工会及び商工会議所等への配付を行った。

カ 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策

事業者の取組を応援するツールとして、「業種別チェックリスト」を作成するとともに、「感染防止対策取組書」の発行を開始した。また、取組書に印刷された二次元バーコードを来店・来所した利用者がスマートフォンで読み取ることで、万一その店舗等で感染者が発生した場合に、利用者に注意喚起できる「LINE コロナお知らせシステム」を構築した。

感染拡大防止と県内経済の回復の両立を図っていくため、県民や事業者向けに「感染防止対策取組書」と「LINE コロナお知らせシステム」の普及啓発を図った。

(3) 医療提供体制等

ア 神奈川警戒アラート

7月17日に、神奈川警戒アラートの発動基準である「本県の人口で再計算をした週平均1日あたり新規陽性患者数33人（直近7日間の新規陽性患者数の累計230人）」を超えたことから、神奈川警戒アラートを発動した。

今後は感染拡大に備え、「モニタリング指標（別紙）」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討するとともに、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

（新規陽性患者数の推移）

日付	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
新規陽性患者数	82.71	83.86	83.57	85.57	93.71	97.86	95.14

※新規陽性患者数は全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

（病床の確保状況）

	対象	即応病床数	即応病床数(拡大時)
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	40	100
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	260	550
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	350	450
計		650	1,100

イ 宿泊療養施設（8月20日現在）

(7) 現在の体制

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	46人
アパホテル<横浜関内>	451	78人
横浜市宿泊療養施設	163	22人
相模原宿泊療養施設	40	26人
合計	749	172人

※横浜市宿泊療養施設は200床確保していますが、現在の利用可能数は163床となっています。

(1) 今後の体制

アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>については、8月末までに消毒や原状復帰などを行う必要があるため、8月6日までの利用となる。そこで、新たな宿泊療養施設を確保した。

名称・所在地：アパホテル<横浜関内>（横浜市中区）

室数：451室

(4) 検査体制

検体採取及び検査能力の両面について、順次、拡充を図っている。

ア 検体採取(8月25日時点)

帰国者・接触者外来	70 か所
地域外来・検査センター	25 か所

イ 検査能力

区分	検査能力(1日)	備考
県・市衛生研究所	約 700 件	県・6 保健所設置市の検査能力の合計
民間検査機関	約 2,420 件	
医療機関等	約 1,090 件	
計	約 4,210 件	ピーク時の検査需要見通しは約 3,710 件

※厚生労働省 6月29日発出『「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」に基づく点検状況のフォローアップについて新型コロナウイルス感染症の検査について』6保健所設置市と県域分とりまとめ結果

また、スマートアンプ法を活用した迅速検出法を簡易パッケージ化した機器では、約1時間で24検体の検査が可能となる。

ウ 検査の実施状況(8月20日現在延人数)

区分	人数	備考
県・市衛生研究所	23,334 人	県・5市衛生研究所の合計
検査センター・医療機関等	76,879 人	検査センターから民間機関に委託された検査を含む
合計	100,213 人	

(直近の実施状況)

	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
検査人数(人)	2104	1253	476	1472	2829	1980	2013
新規陽性患者数	82.71	83.86	83.57	85.57	93.71	97.86	95.14
陽性率(%)	5.56	5.68	5.75	5.28	5.21	5.54	5.49

※検査人数：地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR等検査人数を計上

※新規陽性患者数：全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出

※検査陽性率：1週間の公表された患者数を地方衛生研究所、検査センター等で実施したPCR・抗原検査の1週間の人数で除したもの

エ 検査の実施状況等の把握方法

検査の実施状況等については、基本的に県及び市の地方衛生研究所が行う行政検査について把握し公表してきたが、医療機関等が保険適用で実施する検査数が増えてきたため、県がこれらの検査数を併せて把握、公表することとした。

(集計方法)

行政検査：県衛生研究所及び市衛生研究所の検査数を集計

検査センター：県保健福祉事務所及び保健所設置市の検査数を集計

医療機関：政府のG-MIS(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)から、医療機関が直接入力している検査数を集計

オ 検査の拡大実施

(7) 基本的な考え方

感染の拡大に備え、早期に封じ込めるため、感染リスクの高い場所や人については、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大する集中検査を行うなど、PCR 検査等を戦略的に拡大する。

参考：厚労省 Q & A (7月15日)において、行政検査の対象者として「関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合」が該当すると明示された。

(イ) 集中検査の想定対象

これまでの発生事例を踏まえ、「医療機関・福祉施設」、「学校・幼稚園・保育所」及び「市中クラスター連鎖が生じやすい場所」については、濃厚接触者だけでなく、同じ施設の利用者やスタッフ等にも PCR 検査等を実施する。

(ウ) 集中検査のオペレーション

a 医療機関・福祉施設

重篤化の懸念があることから、早期の封じ込めが必要であるため、感染者の人数にかかわらず、発生届受理後、速やかに C-CAT を投入するほか、必要に応じて、訪問型検体採取による施設内関係者の集中的 PCR 検査を実施する。

b 学校・幼稚園・保育所

対象者の総数が多く、広域的な感染拡大も懸念されるため、感染者の動向や学校施設の状況を勘案して、濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえ、必要に応じて訪問型検体採取による施設内関係者の集中的 PCR 検査を実施する。

c 市中クラスター連鎖が生じやすい場所

(a) 風営法接待飲食店

警察との連携による検査受検の呼びかけを実施するとともに、濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえて、店舗への訪問型検体採取による施設内関係者の集中的 PCR 検査を実施する。

訪問型の検査に応じがたい受検希望者に対応するため、特定の検体採取箇所(非公表、個別に相談窓口での案内のみ)を設置する。

(b) 劇場・ライブハウス等

濃厚接触者の範囲を拡大的にとらえて、必要に応じて、訪問型検体採取による施設内関係者の集中的 PCR 検査を実施する。

(I) 政策的事業として県が費用負担を行う考え方

大規模クラスター発生時・災害発生時には、集中検査が必要となるが、短時間で多数の検体検査が可能なスマートアンプ法を活用した迅速検出法の簡易パッケージは、その有用性が期待されるため、県としても普及・活用を後押ししていく。

普及・活用に向けては、クラスター発生の可能性がある施設等を対象として、オペレーションの実践も兼ねた実証実験を政策的事業として行う。予算措置までに緊急実施する必要があるものについては、予備費による執行も検討する。

(5) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

1月30日より、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

- ・ 2月7日より、新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受ける県内中小企業を「売上・利益減少対策融資」の融資対象に追加し、金利と信用保証料負担を軽減して支援することとし、制度取扱金融機関等で融資相談の受付を開始した。
- ・ 3月2日より、県全域が「セーフティネット保証4号」の指定地域となり、速やかに「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」を創設した。
- ・ 3月6日、国が、特に重大な影響が生じている「宿泊」「飲食業」など40業種をセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定したことにより、これらの業種についても県の「セーフティネット保証5号融資」が利用できるようになった。また、5月1日に、全業種が指定された。
- ・ 3月26日より、国が「危機関連保証」を発動したことを受け、セーフティネット保証とは更に別枠で利用可能な「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」を新設し、相談受付を開始した。
- ・ 4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」及び「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」について、中小企業が負担する信用保証料を不要(ゼロ)とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。
- ・ 5月1日より、融資当初3年間の実質無利子と保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関等(銀

行、信金等)を通じて融資を行う「神奈川県中小企業制度融資」に創設し、過去最大規模(7,300億円)の融資を開始した。また、(公財)神奈川産業振興センターが行う「設備貸与制度」に、県が当初3年間の利子補給を行うことで、実質無利子となる支援を開始した。

- 6月15日より、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げた。

【新型コロナウイルス関連融資実績(令和2年7月末現在)】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	418	10,372百万円
セーフティネット保証5号	394	15,090百万円
新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)	1,843	58,882百万円
新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)	2,121	86,808百万円
新型コロナウイルス感染症対応資金	14,444	269,361百万円
計	19,220	440,513百万円

ウ 再起促進支援等

(7) 中小企業・小規模企業の再起促進に係る支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

なお、県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する中小企業者等が行う次のaからcの取組について、6月補正予算において予算を増額し、8月3日から追加公募を開始している。

＜実施状況＞(6月30日までの公募実施分)

申請件数 4,018件

申請金額 8,143,409千円

a 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業

デリバリー業者やネット通販を利用するための初回登録料や月会費、デリバリーサービスのためのキッチンカーの改修経費、テイクアウト用の容器等の購入経費など、非対面ビジネスモデル構築に係る経費を補助する。

また、感染防止対策のためのつい立、マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入や、レジやカウンターに設置するビニールカーテンの購入経費など、感染防止対策に係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

b ITサービス導入事業

Web会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理等ソフトの導入経費など、業務を効率化するために係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

c 生産設備等導入事業

個包装のラッピングシステム等生産ラインの改造経費、自動搬送ロボット設備の導入経費など、生産性改善のための設備投資に係る経費を補助する。

(上限 200 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

d ビジネスモデル転換事業

自動車部品製造業を行っていたが、医療関連製品の製造へ転換するための設備導入経費など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。(上限 5,000 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

(イ) 商店街等の再起促進に係る支援

a 感染防止対策・販売促進事業

商店街内に設置するための消毒液の購入経費や、商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知する Web サイトやチラシの作成経費など、商店街団体等が行う感染防止対策や販売促進経費を補助する。

なお、県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が行うこれらの取組について、6月補正予算において、予算を増額した。

(上限 300 万円 補助率：補助対象経費の 1/2 以内)

<実施状況>

4月補正分が予算額に達したため7月 21 日から6月補正分の募集を開始した。7月 30 日時点で 38 団体から交付申請が来ている。

b プレミアム商品券支援事業

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が実施するプレミアム商品券事業において、プレミアム(割増)分やプレミアム商品券の印刷に要する経費を補助する制度を、6月補正予算により新設した。

(上限 100 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

<実施状況>

7月 30 日時点で5団体から交付申請が来ており、想定より多くの交付申請に係る問合せが来ている。

(ウ) スマート工場化に係る支援

県内に工場をもつ中小企業に対して、ローカル無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化に係る経費を補助する。

(上限 200 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

また、スマート工場化に係る専門家による助言を行う。

<実施状況>

6月 29 日から7月 31 日まで公募を実施し、8月下旬に採択事業者を決定(予定)。

(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発の支援

県内に事業所をもち、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所の依頼試験、機器使用の料金を50%減額する。

<実施状況>

神奈川県立産業技術総合研究所において、6月8日の受付から、要件に該当する企業に対して減額措置を開始。(8月21日時点実績:21件(料金確定20件)、減免対象金額1,724千円(減免額:862千円))

(オ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発のための、ローカル5G実証環境の整備

県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、神奈川県立産業技術総合研究所に、ローカル5Gの実証環境を整備する。

<実施状況>

現在、神奈川県立産業技術総合研究所において、実証環境を整備する事業者の選定に向けて準備中。

(カ) 感染症対策型ビジネスモデル創出の支援

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助する。

(上限2億円(生産規模の要件を満たす場合) 補助率:補助対象経費の10/10)

<実施状況>

5月11日から5月22日まで公募を実施し、6月17日にマスク生産設備を導入する事業者に対し、交付決定を通知。

(キ) 経営資源引継・事業再編の支援

新型コロナウイルスの影響で売上が減少してしまったため、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分を補助する。

(上限100万円 補助率:3/4以内)

<実施状況>

7月10日から11月30日まで公募を実施。

(ク) ベンチャー企業に向けた事業化支援

県民等に求められる「新しい生活様式」の実行・定着に資する、新たなサービスの開発プロジェクトを募集・採択のうえ、優れたアイデアを提案したベンチャー企業等に対して、開発経費の一部を支援する事業を、6月補正予算により実施する。

<実施状況>

7月3日から8月7日まで公募を実施し、9月中旬に審査・採択(予定)。

(ケ) 県内工業製品購入促進事業

新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の冷え込みに対し、県内の需要を喚起するとともに、県内製造業を支援するため、県内の工場から出荷される製品（最終消費財）を購入した際、購入者に一定の値引きを付与する事業を、6月補正予算により実施する。

（1件当たり 値引率10%以内 上限20万円）

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付

(7) 第1弾

4月11日から5月6日の間（少なくとも4月24日から5月6日の間）、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、最大30万円の協力金を交付する。

＜実施状況＞（8月19日現在）

申請件数	40,529件（郵送21,641件、電子18,888件）
処理済件数	39,250件
交付処理累計額	4,580,200千円

(イ) 第2弾

5月7日から5月26日までの間で15日間以上、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力し、また、自主的に休業等に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、10万円の協力金を交付する。

＜実施状況＞（8月19日現在）

申請件数	42,805件（郵送18,604件、電子24,201件）
処理済件数	42,535件
交付処理累計額	4,041,200千円

(6) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への配慮要請

県内の経済団体5団体に対し、3月18日、知事と神奈川労働局長の連名により、雇用の維持、解雇の回避、採用内定者や就職・採用活動等について特段の配慮を依頼するとともに、会員企業への周知徹底を要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルスに関連する雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

さらに、7月1日に、かながわ労働センターに新型コロナウイルスに関する労働相談専用ダイヤルを開設した。

また、新型コロナウイルス関係の実際の相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報の周知を図っている。

エ 雇用調整助成金の活用に係る支援

県内企業に雇用を維持していただくため、申請手続きがわかりにくいと言われている雇用調整助成金に関する予約制の個別相談会（4・5月は電話、6・7月は対面）を実施し、7月末までに129社を支援した。6月補正予算により8月以降もこの個別相談会を実施し、雇用の維持を図る企業を支援していく。

なお、対面で行っている6月からは、神奈川労働局と連携し、相談会の場で、直接、申請書を受理できる方式とし、企業の利便性の向上を図っている。

オ テレワーク導入に向けた支援

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から、予約制のウェブによる個別相談会を実施し、これまでに27社を支援した。

さらに、中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、6月補正予算によりモバイルパソコン等の購入費用も補助対象とした、中小企業が活用しやすい補助制度を新設する。8月末に申請受付開始予定。

カ キャリアカウンセラーの増員による就労相談の充実

経済の停滞により雇用環境が悪化する中、6月補正予算によりかながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわのキャリアカウンセラーを各1名増員し、就労相談体制の充実を図るとともに、街頭労働相談での対応を強化する。

キ 企業相談会等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の就業を促進するため、6月補正予算により失業者や休業者と人手不足企業との面接会や相談会を実施し、失業者等の就業を支援する。

(7) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(7) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計人口マップ」等、4つの混雑状況の確認方法を紹介している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9言語）において、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」（英語版）を掲載した。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、咳エチケット等、インフルエンザと同様の感染症対策の推奨について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県民の皆様が地元・神奈川県魅力を再発見する契機とするため、県民による県内旅行を対象として、宿泊・日帰り旅行商品の割引等を行う観光需要回復策の実施に向けて準備を進めている。

オ ワークेशन普及に向けた支援

温泉観光地・箱根で、自然豊かな環境を生かしたワークेशन※に取り組む宿泊施設を支援するため、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）と連携し、ワークेशनの特設ページを観光ウェブサイト「観光かながわNOW」に作成した。また、民間旅行予約サイトにおいて、箱根におけるワークेशनの宿泊プランや観光スポットについての特集ページを作成、紹介する。（予定）

※ 「仕事 (work)」と「休暇 (vacation)」を組み合わせた造語で、IT技術の進展により、時間や場所にとらわれず働くテレワークが普及したことを背景に、新たな就業・休暇スタイルとして欧米を中心に広まりをみせている。

(8) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。

○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(1)から(3)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

- (1) 県立学校については、6月1日から教育活動を再開する。
- (2) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。
- (3) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

キ 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示したガイドライン（高等学校・中等教育学校）における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(1)及び(2)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

- (1) 「分散登校Ⅱ」（6月22日～27日）及び「時差短縮Ⅰ」（6月29日～7月4日）までは、当初の予定の通りとする。
- (2) 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

ク 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(1)から(4)のとおり策定し、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

- (1) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (2) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (3) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (4) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ケ 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(1)から(5)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (1) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (2) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する

漢字及び英単語は、出題範囲から除く。

- (3) 学力検査の他、各校の特色に応じた実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (4) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (5) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

コ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(1)から(9)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (1) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。
- (2) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (3) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (4) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (5) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- (6) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

- (7) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (8) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
- (9) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

サ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
 - 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
 - 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
 - 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
 - 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
- シ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		監視 体制	感染の状況			クラスター の発生状況	
	①病床のひっ迫 度具合			②療養 者数	③ PCR 陽性 率	④新規報 告数		⑤直近一 週間と先 週一週間 の比較
	病床 全体	内重症 患者用						
ス テ ー ジ Ⅲ の 指 標	最大確 保病床 の占有 率20% 以上 (388 床)	最大確 保病床 の占有 率 20% 以上 (40 床)	人口 10 万人当 たり全 療養者 数 15 人以上 (1,383 人)	10%	15 人 /10 万人 週以上 (1,383 人)	直近一週 間が先週 一週間よ り多い。	50%	—
ス テ ー ジ Ⅳ の 指 標	最大確 保病床 の占有 率50% 以上 (970 床)	最大確 保病床 の占有 率50% 以上 (100 床)	人口10 万人当 たり全 療養者 数25人 以上 (2,304 人)	10%	25人/10 万人/週 以上 (2,304 人)	直近一週 間が先週 一週間よ り多い。	50%	—

参考：各都道府県で今後想定される感染状況

ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

(出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)